

障がい者政策のこの3年

— 政権交代後、何をどのようにやってきたかを明らかにする —

障害者制度改革

- 推進のため、障がい者制度改革推進本部を設置（2009.12）。本部長、鳩山総理。
- 障害者改革推進会議を設置（2009.12）。25名中14名が障がい当事者で構成。2010.1～2012.3まで38回開催。工程表を作成し、具体化に留める。
- 障がい者政策委員会に改組（2012.7）。30名中16名が障がい当事者。

障がい者基本法の改正（2011.8.5）

- 共生社会の実現に向けた基本原則を定めるほか、障がい者の定義・基本的施策に関する規定の見直し。
- 障がい者施策に関するモニタリング機関の設置。障がい者政策委員会に監視機能を盛り込んだ。
- インクルーシブ教育の実現。
障害の有無によって分け隔てられないという理念が盛り込まれ、教育においても可能な限りという限定はついたものの、障がい者である児童が障がい者でない児童と共に学ぶということが法律で明記された。

障がい者虐待防止法の成立（2011.6.24）

障がい者を雇用する職場や入所施設あるいは家庭の中の虐待事件が、1990年以後、相次いだことを背景に制定。

虐待は、
身体的虐待
性的
心理的
ネグレクト（放棄放任）
経済的虐待

の5つに分類される。こうした行為を禁止し、気がついた人が市町村などに通報することを義務付けた。市町村や県は相談センターなど窓口を開設し、通報に対応する。

なお、被害者の生命に係わる重大な危険があると判断した場合は、家族の許可なくでも家庭内に立ち入り調査ができるようになった。

国などによる障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進等に関する法律の成立

（2012.6.27）

障がい者総合支援法の成立

基本理念法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資するように総合的・計画的に行われることを基本理念として新たにかかげる。

- ① 応益負担を応能負担へ
- ② 重度訪問介護等の対象の拡大（知的、精神など）
- ③ 障がい者の範囲の拡大（難聴などを加える）
- ④ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑤ 地域支援事業の追加

しかし、次の事項が法の施行後3年を目途として検討し、障がい者や関係者の意見を反映させるように必要な措置をとることになっている。

- ① 常時介護を要する障がい者等に対する支援、移動の支援、就労の支援、その他のサービスのあり方
- ② 障がい支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- ③ 成年後見制度利用促進のあり方
- ④ 意思疎通を図ることに支障のある障がい者などに関する支援のあり方（手話通訳、言語機能、音声機能など）
- ⑤ 精神障がい者及び高齢の障がい者の対する支援のあり方

新しい障がい者基本計画について

- 現行の計画は2003～2012年となっており、3月までに新しい計画を作らなければならない。
- インクルーシブ教育制度への転換や総合支援法など論点はたくさんある。
- 6つの小委員会で議論がなされる。

障がいを理由とする差別の禁止に関する法制

- ① 差別禁止部会で2012.9.14、部会の意見が提出された。今後法制化をすすめ国会への提出をめざす。
- ② 国連の障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備ならびに制度の改革
- ③ 部会の意見
 - イ) 総則 完全参加と平等
共生社会の実現
多様性や差異の尊重
 - ロ) 国の責務
 - ハ) 障害に基づく差別とは何か
障害とは何か
障害に基づく差別 → 不均等待遇、合理的配慮の不提供
 - ニ) 特に重要と思われる10分野

公的施設・交通機関
情報コミュニケーション
商品・役務・不動産
医療
教育
雇用
国家資格等
家族形成
政治参加
司法手続

ホ) 紛争の解決

相談及び調整

調停・斡旋・仲裁・裁定

へ) 簡易迅速な紛争解決と司法判断

障がい者雇用の問題について

2011.11 からすすめられてきた厚生労働省の三つの研究会からそれぞれ報告書が公表された。次の国会へ提出。

- ① 民間企業の法定雇用率 1.8%から 2.0%へ引き上げる。
- ② 対象の拡大
障がい者雇用を義務づける企業も従業員を 50 人以上とする。この結果 9000 社が増える。
- ③ 雇用義務の対象
身体障がい者と知的障がい者だけでなく、精神障がい者も含める。
- ④ 職場には受け入れるための合理的配慮を企業に義務づける。
- ⑤ 国や地方自治体の雇用率 2.1% → 2.3%へ
教育委員会 2.0% → 2.2%へ

インクルーシブ教育

障がい者基本法の改正を踏まえて、文部科学省は法令改正をして本人や保護者の意見を聞きながら就学先を柔軟に決める仕組みに変える。

現在は 85,000 人	特別支援学校	65,000 人
	特別支援学級	17,000 人
	通教指導	3,000 人

そのため教職員の増員や学校のバリアフリー工事費を来年度予算に要求することとしている。

社会保障、税一体改革

障がい者の年金の引き上げ

障がい 1 級 月 6,250 円の引き上げ

障がい 2 級 月 5,000 円の引き上げ

障がい者福祉サービス予算

政権交代前	平成 21 年度 (2009)	5,512 億円	
政権交代後	平成 22 年度 (2010)	6,160 億円	
	平成 23 年度 (2011)	6,787 億円	
	平成 24 年度 (2012)	7,884 億円	と増加している。

総括

民主党政権の下で「当事者のことは当事者の手で」という声に応じて当事者参加の下に工程表を作り、

- 障害者基本法の改正
- 障害者自立支援法に代わる新法の制定
- 差別禁止法の制定

積極的にすすめてきた。

また内閣府に障害当事者が責任者として入り、仕事をしている。このことは大変高く評価されている。自立支援法に代わる総合福祉法の制定については部会の提案とかい離れた厚生労働省案が提示されるなどの問題もあり混乱したが、最終的には、D P I はじめ多くの人々の努力で大幅に修正された。今後の注意点は、法制化の過程で、各省庁に協力してもらえる体制をどう作るかである。